

改訂2版  
**公共工事  
 発注者のための  
 コンプライアンス**

目次

本編



<b>第1章 ● なぜ今コンプライアンスが必要か</b> .....	1
<b>第1節 コンプライアンスとは何か</b> .....	1
1 コーポレート・ガバナンスとの関係 .....	1
2 CSR(企業の社会的責任)との関係 .....	2
<b>第2節 最近の社会経済環境の変化</b> .....	3
1 日本人の従来意識構造 .....	3
2 最近の社会経済環境の変化 .....	3
<b>第3節 違法行為・不祥事の発覚の可能性の増大と厳しい制裁</b> .....	5
1 違法行為・不祥事に対する社会的非難 .....	5
2 発覚する可能性の増大 .....	5
3 厳しい制裁 .....	6
<b>第4節 公共工事等の発注者が関与した不祥事の事例</b> .....	10

<b>第2章 ● 公共工事発注者が遵守すべきルール</b>	23
<b>第1節 公共工事発注者の守るべきこと</b>	23
1 公共工事発注者の使命	23
2 公共工事発注者の心構え	24
<b>第2節 建設業法</b>	25
1 工事発注者等が守るべきルール	25
2 公共工事の請負契約の締結等に関するルール	26
<b>第3節 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律</b>	42
1 内容	42
2 対象となる発注機関	44
3 適正化指針	45
<b>第4節 公共工事の品質確保の促進に関する法律</b>	49
1 内容	49
2 対象となる発注機関	50
3 基本方針	50
<b>第5節 官製談合防止法</b>	54
1 制定の背景及び目的	54
2 対象となる発注機関	56
3 入札談合等関与行為	56
4 手続き	57
5 職員による入札等の妨害の罪	58
<b>第6節 刑法</b>	59
1 収賄罪	59
2 入札妨害、談合に関する刑罰	61
<b>第7節 独占禁止法</b>	63
1 内容	63
2 入札談合	63
<b>第8節 暴力団対策法等</b>	68
1 内容	68
2 建設工事からの暴力団の排除	69
3 暴力団排除条例	70
<b>第9節 公益通報者保護法</b>	73
<b>第10節 国家公務員倫理法</b>	77

<b>第3章 ● コンプライアンスの実践</b> .....	80
<b>第1節 組織としての倫理の確保の必要性</b> .....	80
1 倫理意識の高い組織風土の構築.....	80
2 内部通報制度.....	81
<b>第2節 コンプライアンス・プログラム策定の必要性</b> .....	82
1 コンプライアンスの不徹底がもたらす損失.....	82
<b>第3節 コンプライアンス体制の具体的な取組み</b> .....	84
1 効果的なコンプライアンス・プログラム.....	84
2 効果的なコンプライアンス体制の取組み.....	85
3 「上滑り」、「形骸化」、「コンプラ疲れ」を防ぐために.....	88
<b>第4節 コンプライアンス・マニュアルに盛り込むべき内容</b> .....	89
1 トップによる法令遵守の表明.....	89
2 役職員の行動基準.....	90
3 違反者に対する措置.....	90

# 参 考 資 料 編



<b>1 関係法令等</b> .....	93
(1) 建設業法(抄).....	93
(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律.....	119
(3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律.....	123
(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき 行為の処罰に関する法律(官製談合防止法).....	129
(5) 官製談合防止法の対象となる発注機関.....	132
(6) 最近の官製談合防止法刑事事件例.....	134
(7) 刑法(抄).....	136
<b>2 適正な契約と履行</b> .....	137
(1) 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン.....	137
(2) 公共工事標準請負契約約款.....	156
(3) 工期に関する基準.....	182
<b>3 建設業監督処分基準及び指名停止基準</b> .....	209
(1) 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準.....	209
(2) 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議 会モデル.....	216